

高知県気候変動適応センター「熱中症指数測定器」貸出要項

1 貸出先

機器の貸出し先は、次のとおりとします。

- (1) 県内の市町村
- (2) 県内に所在する学校、会社、団体等

2 貸出数

原則として、1台とします。

3 貸出期間

機器の貸出し期間は、貸し出した日から1ヶ月以内とします。

4 貸出しの手続き

機器の貸出しを受けようとする時には、「熱中症指数測定器貸出申請書」を高知県衛生環境研究所長に提出してください。

申請を受理後、機器の貸出しの可否について電話連絡します。

機器の受渡し及び返却は、高知県衛生環境研究所で行いますので、直接お越しく下さい。来所が困難な場合は、宅配便による対応も可能ですが、その費用は申請者の負担となります。

5 譲渡、転貸等の禁止

貸出した機器について、次の行為を禁止します。

- (1) 第三者への譲渡
- (2) 第三者への転貸
- (3) 営利を目的とした使用

6 損害賠償

機器を紛失、又は損傷した場合は、同等の機器の購入、又は修理して通常どおり使用できる状態にして返却していただきます。

7 測定データの利用

貸出した機器で記録したデータについては、高知県気候変動適応センターの調査・研究に活用させていただきます場合があります。

その際には、測定した場所・期間などの情報について提供をお願いします。

《事務局》

高知県気候変動適応センター（高知県衛生環境研究所）

企画担当

〒780-0850 高知市丸ノ内 2-4-1 高知県保健衛生総合庁舎

TEL:088-821-4961 FAX:088-821-4696

E-mail: 130120@ken.pref.kochi.lg.jp